

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言」解除に伴う  
幼稚園、小・中学校の対応に係る基本方針（Ver.12）

令和3年10月1日  
深谷市教育委員会

～基本方針～ 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する

[幼稚園、小・中学校における対応]

(1) 感染症の予防の更なる徹底について

- ※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) 参照
- ・ 健康観察の徹底（体調不良の際は登校（園）を控える）
- ・ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- ・ 給食中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）
- ※ 余裕教室を活用した身体的距離の確保

(2) 学びの保障について（学習活動の取り扱い）

- ・ オンライン学習に向けた対応  
「渋沢 spirit in ふかや GIGA スクール」に係る iPad の家庭への持ち帰りを常態化するとともに、リモート学習を適宜実施すること。
- ・ 感染症対策を徹底した上で実施（マスクの着用や身体的距離の確保等、感染防止対策を再徹底）

(3) 部活動について

- ・ 「条件をつけての実施、または一定期間までの中止」
- ※ 感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策を徹底すること
- ※ 水分補給や食事の場面での感染防止対策を徹底すること
- ※ 部室の使用の制限（原則禁止）や活動場所への直行直帰を徹底すること
- ※ 本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと

(4) 学校行事等について

- ・ 多人数の集会活動は必要最小限のものにすること（学年を超えて一堂に集まる事がないように留意する）
- ・ 運動会、体育祭等の実施にあたっては、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫すること。その際、地域の感染状況等を踏まえ、保護者や地域住民などの参加の可否については慎重に判断すること。

- ・ 音楽会、合唱コンクール等については、合唱や吹奏楽等において集団感染の事例が見られることから、実施の可否を慎重に判断すること。
  - ・ 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を慎重に判断すること
- (5) 発熱等の風邪症状がみられる教職員の出勤自粛の徹底について
- ・ 教職員自身の日々の健康管理を徹底すること。
  - ・ 発熱等の風邪症状がみられる場合は、出勤を自粛すること。
- (6) 学校内で感染者が判明したときの学校運営
- ・ 以下のいずれかの状況に該当する場合は、学級閉鎖を実施することを基本とし、その期間は5日間程度を目安とする。
    - ① 同一学級内に複数の感染者が判明した場合
    - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
    - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
    - ④ その他、教育委員会で必要と判断した場合(※ただし、学校に2週間以上来ていない者等の発症は除く。)
  - ・ 学年閉鎖について  
複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。
  - ・ 学校閉鎖について  
複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校閉鎖を実施する。

#### [家庭における対応]

- (1) 家庭へのお願い
- ・ 規則正しい生活習慣の徹底
  - ・ 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校を見合わせることに  
(健康観察・健康観察カードの提出)
  - ・ 基本的な感染防止対策を徹底すること  
(3密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿)
  - ・ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅すること。外出する場合でも、人数や時間を最小限にすること
  - ・ 子供のみの会食等の自粛